

外国人材の人権保護および適正業務の実施に関するリスペクト宣言

当団体は、法令遵守と人権尊重の責任を十分に果たすべき監理団体または登録支援機関として、傘下企業の模範となるよう職業倫理の維持・向上に努めます。また、傘下企業が外国人材から選ばれる「魅力ある企業」へと成長することを自らの使命と責務であることを理解し、以下の項目について重点的に取り組むことを宣言します。

1. 外国人材に対する人権保護

- 1) すべての外国人材の基本的な人権を尊重し、差別やハラスメントを一切許しません。
- 2) 人種、国籍、宗教、性別などによる差別を一切禁止し、平等な待遇を提供します。
- 3) 外国人材に対して、適正な労働条件を提供し、法定の労働基準を遵守します。
- 4) 外国人材への生活支援と共に、安心して生活できる環境を整備します。
- 5) 外国人材の健康と安全を確保するための措置を講じ、定期的な健康診断を実施します。
- 6) 外国人材の相談窓口を設置し、迅速かつ適正に対応します。
- 7) 外国人材の文化や習慣を尊重し、文化理解の促進を図ります。
- 8) 外国人材に対して、日本語教育や職業訓練を提供し、職業能力の向上を支援します。
- 9) 外国人材に対して、自身の権利や利用できる支援制度について、適切に告知します。

2. 外国人材に関する適正業務の実施

- 1) 当団体は、関連するすべての法令を遵守し、適正な業務運営を行います。
- 2) 業務運営においては透明性を確保し、利害関係者に対する適切な情報開示を行います。
- 3) 定期的に内部監査を実施し、業務の適正性を確認したうえで、その評価に応じた改善措置を講じます。
- 4) 職員に対して、法令遵守および職業倫理に関する定期的な教育・訓練を実施します。
- 5) 苦情を受け付ける窓口を設置し、迅速かつ適正に対応します。
- 6) 利益相反を防止するための方針を策定し、全職員に周知徹底します。
- 7) 個人情報および機密情報の適正な管理を徹底し、不正な利用を防止します。

3. 傘下企業の質的向上、「魅力ある企業」への取組みに関する責務

- 1) 上記 1.について、当団体が傘下企業に対して責任をもって指導・助言します。
- 2) 傘下企業または他企業における、監理団体または登録支援機関との不正な取引実態（訪問の省略、法定書類の代行等）を知ったときは、その違法性を告知します。
- 3) 傘下企業が「魅力ある企業」として維持・継続できるよう、当団体が取り組むことは次の通りです。

〔個別の取組み〕

異文化交流の促進

日本語教育の提供

2025 年 6 月 1 日

CARM 事業協同組合

団体・企業名

代表理事 澤田 雄一

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- 本宣言は、監理支援事業協議会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- 本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載を取りやめることがあります。